

平成 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所										
	氏名		生月	年日	1明治	2大正	3昭和	4平成			
				年	月	日					
区分		支払金額		源泉徴収税額							
法第203条の3第1号適用分											
法第203条の3第2号適用分											
法第203条の3第3号適用分											
法第203条の3第4号適用分											
本人		控除対象配偶者等の有無		控除対象扶養親族の数		障害者の数		社会保険料の金額			
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡妻	有	無	老人控除対象配偶者	特定		老人	その他	特別(うち同居)
							人	人	人	人	人
(摘要)											
支払者		所在地									
		名称		(電話)							

平成 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所										
	氏名		生月	年日	1明治	2大正	3昭和	4平成			
				年	月	日					
区分		支払金額		源泉徴収税額							
法第203条の3第1号適用分											
法第203条の3第2号適用分											
法第203条の3第3号適用分											
法第203条の3第4号適用分											
本人		控除対象配偶者等の有無		控除対象扶養親族の数		障害者の数		社会保険料の金額			
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡妻	有	無	老人控除対象配偶者	特定		老人	その他	特別(うち同居)
							人	人	人	人	人
(摘要)											
支払者		所在地									
		名称		(電話)							

平成 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所										
	氏名		生月	年日	1明治	2大正	3昭和	4平成			
				年	月	日					
区分		支払金額		源泉徴収税額							
法第203条の3第1号適用分											
法第203条の3第2号適用分											
法第203条の3第3号適用分											
法第203条の3第4号適用分											
本人		控除対象配偶者等の有無		控除対象扶養親族の数		障害者の数		社会保険料の金額			
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡妻	有	無	老人控除対象配偶者	特定		老人	その他	特別(うち同居)
							人	人	人	人	人
(摘要)											
支払者		所在地									
		名称		(電話)							

平成 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所										
	氏名		生月	年日	1明治	2大正	3昭和	4平成			
				年	月	日					
区分		支払金額		源泉徴収税額							
法第203条の3第1号適用分											
法第203条の3第2号適用分											
法第203条の3第3号適用分											
法第203条の3第4号適用分											
本人		控除対象配偶者等の有無		控除対象扶養親族の数		障害者の数		社会保険料の金額			
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡妻	有	無	老人控除対象配偶者	特定		老人	その他	特別(うち同居)
							人	人	人	人	人
(摘要)											
支払者		所在地									
		名称		(電話)							

【公的年金等の源泉徴収票】

※様式は A4 用紙 1 枚に調書 4 枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備 考

- 1 この源泉徴収票は、居住者に支払う法第226条第3項に規定する公的年金等（以下この表において「公的年金等」という。）について使用すること。
- 2 この源泉徴収票の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
 - (3) 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、源泉徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、法第203条の4第2号又は第3号に規定する年金については、これらの規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
 - (4) 「源泉徴収税額」の項には、公的年金等につき法第203条の2の規定により徴収される税額を記載し、当該税額のうち源泉徴収票を作成する日においてまだ同条の規定により徴収していない税額があるときは、当該徴収していない税額を内書すること。
 - (5) 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、租税特別措置法第41条の17第1項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
 - (6) 「控除対象配偶者の有無等」の項には、法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、その該当する欄に★印を記載すること。
 - (7) 「控除対象扶養親族の数」の項には、法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
 - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
 - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
 - (8) 「障害者の数」の項には、法第203条の5第1項の規定による申告書に記載されたところに応じ、それぞれ次のように記載すること。
 - (イ) 「特別」の欄には、控除対象配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうち法第85条第2項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
 - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である控除対象配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
 - (9) 「社会保険料の金額」の項には、法第203条の4第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
 - (10) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第3条の2又は第9条第2項の規定により法第203条の2の規定による徴収を猶予した所得税の額がある場合には、「摘要」の欄にその旨及びその所得税の額を記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。